

## 機関誌編集規程

1. (名称) 本誌は、花園大学社会福祉学部の機関誌『花園大学社会福祉学部紀要』(BULLETIN OF THE FACULTY OF SOCIAL WELFARE HANAZONO UNIVERSITY) と称する。
  2. (目的) 本誌は、花園大学教員で社会福祉学・臨床心理、子ども学に関連する研究の発表にあてる。
  3. (資格) 原則として花園大学専任教員、嘱託教員、非常勤教員とする。但し本務校がある非常勤教員は除く。
  4. (発行) 本誌は、原則として1年1巻とし、当該年度の3月17日(卒業式)までに発行するものとする。
  5. (内容) 本誌に、論文・実践報告・研究ノート・調査報告・書評などの各欄を設ける。
  6. (編集) 本誌の編集は、花園大学教授会で委嘱された委員と学部長が行う。
  7. (委員の役割) 紀要作成にかかわる事務及び紀要掲載決定。
  8. (投稿手続) 当該年度の5月末までに、編集委員に申込用紙を提出する。
  9. (投稿要綱) 原稿は、所定の投稿規程にしたがう。
  10. (掲載の可否) 投稿論文掲載の可否は、編集員と委員が委嘱する査読者の審査により決定する。
  11. (別刷) 原稿が掲載された者には、1編につき別刷りを30部贈呈する。
  12. (不服申立) 投稿論文の審査結果に不服がある場合には、文書にて申し立てることができる。不服に対しては、社会福祉学部教授会にて対応を決定する。
  13. (著作権) 本誌に掲載された著作物の著作権は、花園大学社会福祉学部に所属する。ただし、著者自身が使用する場合は、この限りではない。
  14. (事務局) 編集事務局は、編集委員の研究室に置く。
- 付則 1. この規程は、2008年度より施行する。